

支配構造より見たイスラム社会

春 日 雅 司

目 次

序

- I マックス・ウェーバーの支配理論
 - 1. 支配の諸類型
 - 2. 近代的と前近代的
- II イスラムの支配構造
 - 1. イスラム国家の成立
 - 2. イスラム国家の展開
 - 3. イスラム国家の完成

この方面で見るべきものの少なかったわが国でも、最近意欲的に研究されはじめた。しかし、社会学の側からの研究は、宗教に関しては若干あつたにせよ、社会構造についてはわが国はもとより、世界的にもあまり数多くはなく、したがって手がかりとすべきものは少ない¹⁾。そのような中で、ここではマックス・ウェーバーの諸業績²⁾、とりわけ彼の「支配」理論に着目し、最近わが国で出版された歴史学者の仕事を援用しつつ、イスラムの支配構造の特質を探ってみることにする³⁾。

序

本稿の目的は、7世紀以降大きな変化をとげるイスラム社会を、その支配構造より分析することにある。イスラム社会の研究としては、主として歴史学者の手による実証的研究が従来からの遺産を批判的に攝取しつつさかんになされ、とりわけ

I マックス・ウェーバーの支配理論⁴⁾

I-1 支配の諸類型

支配とは命令・服従の関係である。ある程度大きな人間集団にあっては、少数の行政幹部あるいは首長が、どのような動機にもとづいて支配権を行使しているか、また服従する側が行政幹部や首長に対してどのような正当性信仰を要求するかに

- 1) ヨハネス・クラウス（小林珍雄訳）『回教の経済倫理』明治書房、1944が邦語では唯一のものと思われる。
- 2) ウェーバーは「世界宗教の経済倫理『序論』」でイスラム教に言及する計画のあることを示唆しているが実現しなかった。彼がイスラムを扱ったものとしては『経済と社会』の中、とりわけ「支配」に関する部分と「宗教社会学」で、それに『経済史』がある。両著作とも独自の構成をもつものであり、本来ならその点をふまえて論述せねばならないが、ここで主として依拠した『経済と社会』が未完の大著であり、今なお内容構成上の諸問題を含んでいることなどから、考察を「支配」の部分に限定し、全体の構成についてはふれないのでおく。
- 3) したがって、ここではウェーバーの理論展開を、ウェーバー以後のイスラム研究によって検討するという作業をも含んでいる。
- 4) M. Weber., *Wirtschaft und Gesellschaft*. 5 Aufl. studienausgabe, 1972 (世良晃志郎訳『支配の諸類型』『支配の社会学』1.2. 創文社、以下 WuG として引用) 同、*Wirtschaftsgeschichte*. Hrsg. von S. Hellmann & M. Palyi 2 Aufl. 1924 (黒正巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』上・下、岩波書店)。支配については *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd I. 5 Aufl. 1963, S. 267—73 (大塚久雄・生松敬三訳『宗教社会学論選』みすず書房) と 'Politik als Beruf' (Gesammelte Politische Schriften 所収、脇圭平訳『職業としての政治』永井陽之助編集・解説、現代人の思想16『政治的人間』平凡社、所収) を、古代については、'Agrarverhältnisse im Altertum' (Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 1924 所収、上原專禄・増田四郎監修、渡辺金一・弓削達共訳『古代社会経済史』東洋経済新報社) を、さらにウェーバーの支配理論については、J. Winckelmann., *Legitimität und Legalität in Max Webers Herrschaftssoziologie*. J. C. B. Mohr. 1952, 青山秀夫『マックス・ウェーバーの社会理論』岩波書店 1950, ならびに『一般社会経済史要論』の訳者注を参考にしてある。なお、WuG の第5版で削除された 'Die drei reinen Typen der legitimen Herrschaft' は編者の指示によって *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*. 3Aufl. 1968 (以下 WL として引用) で補ってある。

よって、集団の性格を特徴づけることができる。正当的支配における支配の正当性は次の三つによる。

- (1) 合法的支配。合理的に制定された規則にもとづく。命令は個人ではなく、この規則にもとづいてなされ、服従はこの制定規則に対してなされる。命令権力を行使する人は「官吏」である。
- (2) 伝統的支配。古くから存在する秩序と支配権力との神聖性に対する信念にもとづく。命令権力の行使は首長によってなされ、彼の人に対するピエテートによって服従がなされる。
- (3) カリスマ的支配。支配者とこの人がもつ天との資質に対する情緒的帰依にもとづく。

現実のすべての支配は、この三つの純粹型の転化形態あるいは近似形態をとる。次にそれをみていく。

I - 2 近代的と前近代的

1) 合法的支配の典型は近代的官僚制である。なるほど、合法的支配の萌芽形態は過去にも見られるが¹⁾、その全面的展開は近代になってから行なわれた。そこで、この特殊近代的な形態から前近代的形態である他の二つを比較対照して考えることができる²⁾。

2) 伝統的支配の典型は家父長制である。家父長制は、伝統と首長の人格に対する家成員のピエテート感情にもとづく。家父長制的団体がゲノッセンシャフトリッヒな構造をもてば、長老制（首長が伝統をもっともよく知っている最年長者）あるいは第一次的家父長制（首長が一定の手続きによって決められる）となり、この場合、首長の個人的行政幹部を欠く。また、家父長制的団体がヘルシャフトリッヒな構造をもつと、家産制あるいはスルターン制（家産制的支配の中でも、行政上、第一次的には伝統に拘束されない自由な恣意の領域がある）となる。

家産制は、基本的には支配者の家計の延長である。家産制では行政幹部が成立し、首長はその支配権を私権化し、行政上の物的手段を専有している。そこで首長は、行政・司法・軍事・財政などの支配権を確立し、この支配権を一方で私権として経済的に利用し、他用でその拡大再生産をはかる。このような支配の行なわれている団体（家産国家）が、その中央集権的統治を貫徹している場合は官僚制的家産制であり、行政幹部が支配権を専有する場合は身分制的家産制となる³⁾。家産国家における官吏の給養形態としては、(イ)首長の食卓で、(ア)首長の財産や貨幣の貯えから与える、(イ)勤務地の贈与、(ニ)地代・手数料・租税などの収入チャンスを与える、(オ)レーエンによる、といったものがある。

3) 伝統の支配している社会に「新しい」法が入り込む場合、それは常にカリスマによってなされた。そこで、伝統など一切のものに束縛されないという意味で、カリスマは革命的である。カリスマ的支配は、他の二つの類型と異なってその創始期にのみ「純粹型」に近づく。そしていったん仕事を果した後は、日常化の道をたどることになる。カリスマ的支配から伝統的支配へ移行する際には、三つの動きがみられる。第一は秩序が伝統主義化されることである。次に後継者問題がある。後継者の選抜方法には、(イ)カリスマ的資格のいろいろな特徴にもとづいて後継者を探し出す、(ア)神託・くじ・その他の指名技術によって決める、(ウ)カリマス的資格をもつ人を指名する⁴⁾、という三つの方法がある。さらに、カリスマの日常化は、行政幹部の日常化への関心も働く。それには、(イ)幹部採用の規範設定、(ア)カリスマ的諸規範を伝統的・身分制的規範に転化する、(ウ)幹部が自らの成員のために個人的な地位や営利チャンス（プロリュンデ・官職・レーエン）を創造し専有する、という関心方向があり、そこで支配の持続的組織が形成される。

1) 例えば、次にも見ていくように家産官僚制がある。その典型は古代エジプトと中国である（WuG, S. 607—11）。

2) 本稿においても、次に述べる前近代的支配形態が考察の中心となる。そこで合法的支配の詳細については、WuG, S. 125ff., 551ff. を参照していただき、ここではこれ以上ふれない。

3) 行政幹部の地位という観点からすると、家父長制的構造と身分制的構造とを典型として対比させることができ（WL, S. 479）。

4) WuG, S. 143—4 では6つの方法が並列されているが、ここでは WL, S. 485 によった。内容については WuG, S. 663ff. を参照。

4) カリスマの日常化から生じる家産制の一つの局限的ケースが封建制である。これにはレーエンにもとづくもの=レーエン封建制とプフリュンデにもとづくもの=プフリュンデ封建制とがあり¹⁾、レーエン封建制は、行政幹部の日常化への関心²⁾のレーエンから生じる³⁾。レーエンの授封は主君と臣下との自由な契約関係でなされ、家産制的隸属関係は見られない。その意味で、(イ)人格関係として成立する(世襲できない)、(ロ)自発的意志にもとづく契約、(ハ)騎士的生活を送ることが要求される、(シ)授封契約は自発的誓約にもとづいて上下関係に立つ血盟的団結である、という特徴をもつ。これに対して、プフリュンデ封建制は、成立事情がまったく異なり、上記官吏の給養形態(ロ)～(シ)のプフリュンデがもとになり、財政的理由(貨幣経済から実物経済への変質)によって生じる。すなわち、後にイスラムを例にとりつつ見ていくように、本来プフリュンデは、一定の官職に付帯するものであって世襲されず、授封者一代限りのものであり、その限りで主君と臣下には家産的隸属関係が見られる。しかし、家産国家は官吏の独立化傾向を伴っているため分権化していく。主君の側からすれば、この分権化を防ぐ手段として安定した財政収入を得るために財政政策をとるが、未熟な技術しかもたない前近代社会では結局失敗してしまう。そこで、納税請負制度を採用するが、この方法をもってしても安定した国家維持

ができなく、請負人に対して租税徵收権の他に行政権をも与え、そこから結果的に広汎な支配権をもった莊園領主の成立をみる場合がある。これがプフリュンデ封建制成立への一般的プロセスである。このようにして成立したプフリュンデ封建制は、その真正な形態では、

- ①プフリュンデを専有していること。
- ②この専有は一代限りであるが、業績による昇進を伴う場合もある。
- ③支配者の貢租団体の原理的には財政的な目的が存在している。

という三つの条件が、なんらかの程度に満たされている必要がある。

II イスラムの支配構造⁴⁾

II-1 イスラム国家の成立⁵⁾

[ムハマンド——そのカリスマ性⁶⁾] 570年ころに生まれ、早くに孤児となったムハンマドは、当時、都市部の大部分の人々と同じように商業活動に携っていた叔父の手によって育てられた。メックカは、それまでメソポタミア地方を中心に栄えていた東西貿易の仲経点としての機能を独占しけじめ、ペドウィンの部族主義を継承しつつ、クライシュ族を中心に約10の有力氏族からなっていた。しかし、この部族主義も商業活動によってもたら

- 1) ウェーバーは、この他にボリス封建制の存在を(狭義の封建制として)考えていたようである(WuG, S. 153)。また、封建制の広義の区分についてはWuG, S. 626-7 参照。
- 2) レーエンとプフリュンデの相違については、WuG, S. 163 参照。なお、そこで述べられているプレベンテ制はプフリュンデ封建制と同一のものであると考えてよい。
- 3) 個別問題に関しては当該箇所で言及するが、イスラム史全体にわたって利用したものとしては、前嶋信次編『西アジア史』(新版)山川出版社、1974, H. A. R.ギブ『イスラム文明—その歴史的形成』加賀谷寛訳、紀伊國屋書店、1967、同『イスラム文明史』加賀谷・内記・中岡・林訳、みすず書房、1968、B. ルイス『アラブの歴史』林・山上訳、みすず書房、1967、田村実造編訳『イブン・ハルドゥーンの歴史序説』上・下、東京大学出版会、1964-65、P. K. Hitti., History of the Arabs. 10th. ed., Macmillan, 1974, G. E. von Grunebaum., Medieval Islam. Univ. of Chicago Press, 1971, J. Schacht and C. Bosworth (eds.), The Legacy of Islam. 2nd. ed., Oxford, 1974, M. A. Shaban., Islamic History. I. II. Cambridge U. P, 1971-6, The Cambridge History of Islam. 2 vols. 1970, The Cambridge History of Iran. Vols 4 & 5, 1975, 68, Encyclopedia of Islam, 1960—(現在刊行中、以下EIとして引用)などであるが、イスラム史といつても時代・地域によって非常に異なった要素からなり、イスラム社会を一貫して扱うことには多くの危険を含んでいる。したがって資料の許す限り限定して扱っていくつもりである。
- 4) イスラム国家の成立・展開・完成という構成は、岩波講座『世界歴史』8、西アジア世界、1969によった。なお、この本は本稿全体にわたる基本文献として引用させていただいた。
- 5) ムハンマドに関しては、M. ワット『ムハンマド—予言者と政治家』牧野・久保訳、みすず書房、1970, M. Watt., Muhammad at Medina. Oxford, 1956, M. Rodinson., Mohamet. tr. by, A. Carter. Penguin Books, 1976を、またもう少し広い視野から見たものとして、M. Watt., Islam and the Integration of Society. Routledge & Kegan Paul, 1961がある。

される新しい人間関係によって、部族、氏族的結合が崩壊し、個人主義が抬頭するという事態を余儀なくされていったのである。このような中で成長したムハンマドもまた商業と深いかかわりをもち、新しい人間関係から生じる人々の争いにまきこまれていった。だが、このような争いをきらつたムハンマドは、しばしば一人沈思黙想の生活を送り、ついに 610 年、天使ガブリエルから最初の啓示を受け、自ら神の使徒であるとの自覚をいただく。この啓示からムハンマドは、創造者である神に対する感謝の念と終末観を教える中心にするようになった。そこで妻ハディーヤ他数人の帰依者を得て、613 年ころから一般の人々に対する宣教を開始する。初期の改宗者は若者が多かった。ムハンマドにとって自らのカリスマ性を「証明」して彼らに示し、そのことが承認される限りで、彼らの指導者たることができたのだが、この時期は、まだ純粹に宗教的理念を現実化したものではなく、メッカの人々の反対や論争を通じて新宗教の形成をかためていきつつあったのである。

[ヒジュラ——ウンマの成立と意義]¹⁾ 622 年、ムハンマドは約 70 名の帰依者とともに、メッカの人々の迫害をのがれてメディナに移住した。これはムハンマドが望んだのではなく、メディナの人々がムハンマドを必要としていたということ及びムハンマドの宗教共同体が理論から現実となったという意味で、このヒジュラにおいてムハンマドのカリスマが人々に承認される。このヒジュラを転機として、その後徐々に結束をかためて一つ

の国家へと発展していったムハンマドの宗教教団（初期イスラム共同体）²⁾ がウンマである。これは、全人格的・全面的なイスラム改宗者を中心としており、これ以後、イスラム共同体が拡大して一つの国家にまでなる過程での、形式的改宗者や遊牧民を含めた集団の原型である。ところで、ウンマの生計手段や社会的地位を、物質的にはムハンマドによって指導される共同体によって保障され、観念的にはムハンマド自身によって示される社会的・政治的・宗教的評価や名誉に参与することを教団員たちが要求し、ここにウンマの独自性がある。しかも、ムハンマドのカリスマ性を一層強めたのは、その後のバドル・ウフド・ハンダクの各戦いにおいてであり、フダイビヤ協定（メッカと友好関係を結び全てのアラブをイスラムに召換する）によって確固たるカリスマ的地位を獲得する。その際、彼の革命的性格を基礎づけたのが「ジハード」（聖戦）である。これは、一方で宗教的動機（異教徒征服）、他方で政治的動機（より豊かな土地を求める）双方にもとづいてそれを統合する手段であった³⁾。このジハードによってムハンマドは、アラビア半島に深く根付いていた社会の伝統を打破していったのである⁴⁾。

〔後継者選抜〕 632 年、ムハンマドが没した。そこで、イスラム共同体の指導者の後継者選択は、ジャーヒリーや時代のシャイフ選抜方法をまねて⁵⁾、アブー・バルクが選ばれた。この方法は、結果的には長老主義となつたが、アブー・バルクがムハンマドの友達とともに仕事をし、また彼の娘

- 1) 嶋田襄平「イスラム国家の成立」（岩波講座『世界歴史』8）33 頁以下。氏はウンマの他にジャマーハの存在を強調しておられるが、ここでは通説に従つた。
- 2) 宗教教団 *Gemeinde* である。ウェーバーの定義によると、*Gemeinde* の成立はカリスマの日常化の産物であるとされる（WuG, S. 276）が、これ以後、ムハンマドのカリマスとしての資格が徐々に高められていくプロセスと教団の成立という事実との間に若干のズレがみられる。その理由については次注参照。
- 3) ウェーバーのカリスマの定義（WuG, S. 140 ff., 654 ff.）によると、家と経済の対極に位置するのがカリスマである。そうするとムハンマドは、家（没時まで数人の妻をもち子を育てた）とも経済（略奪をして戦利品を分配したり、征服地で課税した）ともアンチ・テーゼである。しかし、彼の生きたメッカやメディナ地方の自然的条件は両者と没交渉であることを許さなかったであろうし、また日常の中にいつも危険が入り込んでいたということから、政治的動機は見のがせない要因である。したがって、ここでは自然的条件に制約された、やや軍事的色彩の濃いカリスマを考えておきたい。
- 4) ここでは論述の便宜上、ムハンマドの活動からイスラム社会の記述をはじめている。ただ、イスラム史全体にわたっていえることは、ムハンマドの革新が過去との完全な断絶ではなく、ユダヤ、キリストの伝統およびアラビアの伝承を引きついでいる（そのことは例え『コーラン』の記述をみよ）ということ、したがって西アジア史は、一方で古代からつながる大きな流れが脈打っており、他方ではムハンマド以後、イスラム独自の要素が入りこんでいった過程である。前嶋信次編、前掲書および少し特殊な研究であるが、Izutsu Toshihiko, Ethico-Religious Concepts in the Qur'an. McGill U. P. 1966 (井筒俊彦『意味の構造』牧野信也訳、新泉社) を参照。
- 5) 嶋田襄平「カリフ制度の制立」（オリエント学会月報 2-4/5）。

がムハンマドの妻となっていたことなどから、結局、ムハージルーン（ヒジュラの際、ムハンマドと共に移住した仲間）による指名とアンサール（メディナでムハンマド一行を助けた仲間）の承認という形がとられた¹⁾。

〔カリフ制の成立〕²⁾ こうしてカリスマ的指導者としてのムハンマド亡き後、イスラム共同体は、アブー・バクルに率いられて、リッダ（背教）によって一時は分裂の危機を迎えるながらも再び結集した。彼は、ハリーファ・ラスール・アッラーフ（神の使徒の代理）の称号を与えられ、これが1924年まで用いられたカリフ制度のはじまりである。この制度としてのカリフが、ムハンマドの教えにしたがってイスラム共同体を指導していったのである。また、第3代カリフ、ウスマーンのときにはコーランの編集が行なわれ、現在ある形がほぼ確立し³⁾、いよいよイスラムが侵透していった。ただカリフは、ムハンマドがもっていたさまざまな機能のうち、宗教的預言者としての機能および立法権をもっていなかったし、しかもその他の側面も次第に制度化という流れを伴っていた。というもの、ウンマの員たちが、従来あったムハンマドと彼の恩恵を日常の永続的な所有物に転化することを望みはじめたからである。

〔イスラム教団からアラブ帝国へ〕 このように制度としてのカリフが指導するイスラム教団は、軍事征服王朝となっていった。カリフに指導された征服事業は、軍事都市アムサールを中心として拡大されていき、被征服地では貢租義務や軍人への俸給支払いのための行政機構が整備されていった。最高の指導者としてのカリフと自らの領

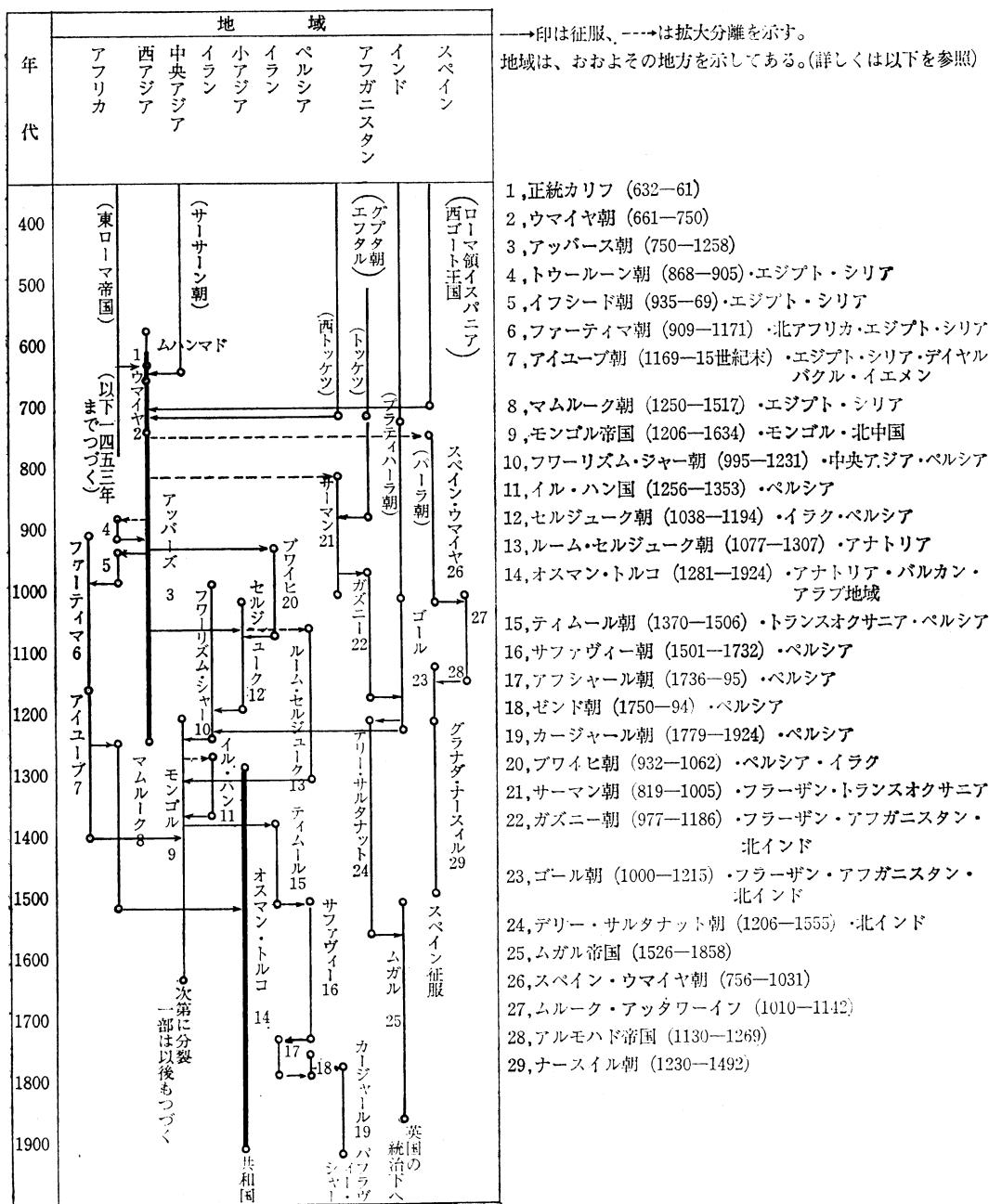
土を防衛し拡大するために武器をとる市民軍とが「アラブ帝国」⁴⁾ 成立への決定の一歩であった。

なお、第4代カリフ・アリーの時期以後の注目すべき点に、宗派の発生ということがあげられる。ハワーリジュ派（アリーに反対し、後にウマイヤ朝からも分離する）とシーア派（アリーに味方する）とがそれで、前者は究極目的の達成を、後者は教済の達成をそれぞれ求めていたため、両者の利害は一致しなかったし、その後も前者はさまざまに変質しつつ、後者は活動上の浮沈をともないつつも、それぞれ最初の宗派として大きな足跡を残すことになる⁵⁾。

アブー・バクルからウマル・ウスマーン・アリーまでの4人が正統カリフと呼ばれ、イスラム教団員の全会一致で選抜されていた。アリーがハワーリジュ派の1人に殺されると、ウマイヤ朝のムアーウィア一世がカリフとなり、以後750年まで、カリフはこのウマイヤ家の手ににぎられる。

〔租税制度〕 ムハンマドが、630年タブーク遠征の際にキリスト教徒に対して1人一ディナール課したことから端を発して、被征服地のユダヤ教徒とキリスト教徒に課税（均等人頭税）することが慣例となり、また生産物に対しては半分を現物で徴収することが行なわれた⁶⁾。そこで、アラブ帝国では⁷⁾、サーパーン朝とビザンツ治下にあった地域では、その時代の制度を利用し、課税基準を、征服が武力（アンワ）によってなされたか和約（スルフ）によってなされたかで差をつけた。アンワ地はムスリムの所有となり、10分の1税（ウシュル）がかかる。スルフ地はムスリムの所有となっても地租（ハラージュ）支払義務を負う

- 1) 島田襄平「成立」48頁以下。
- 2) 遠峰四郎「ハリーファ制について」（慶應大学『法学研究』26-2）。またカリフ制度全般については、T. Arnold., *The Caliphate*, Oxford, 1924 参照。
- 3) コーラン編集の経緯については、日訳クラーン刊行会、世界イスラム連盟発行の『聖クラーン』にある、三田了一氏の解説参照。
- 4) 島田、前掲書、53頁以下。
- 5) イスラムの宗教思想については、島田襄平「マホメットとイスラム」「イスラム思想の発展」、（宇野精一他編、講座『東洋思想』7、東京大学出版会、1967）、井筒俊彦『イスラーム思想史』岩波書店、1975、M. ワット『イスラムの神学と哲学』福島保夫訳、紀伊國屋書店、1976などを参照。
- 6) 島田襄平「ムハンマドの租税制度」（『史学雑誌』69-10）。
- 7) 同「ウマル一世のサワード租税制度」（『中央大学文学部紀要』21）、同「大征服時代のアル・サワードのスルフ」（同上、14）、アラブ征服期からアッバース朝にかけてのエジプトについては、森本公誠『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』岩波書店、1975、アラブ征服期から19世紀にかけてのペルシアについては、アン・K. S. ラムトン『ペルシアの地主と農民』岡崎正公訳、岩波書店、1976、イスラム史全体については C. H. Becker., *Islamstudien*. 2 Bde, Hildesheim, 1967 (Nachdruck der Ausgabe 1924-32) を参照。

イスラム諸王朝年表¹⁾

1) 年代・地域などは研究者によって若干のズレが見られるが、ここでは C. E. Bosworth., The Islamic Dynasties. a chronological and genealogical handbook (Islamic Survey 5), Edinburgh U. P. 1967 によった(ただし、ボスワースがあげた80余りの王朝のうち、代表的なものを選んである。また表示の便宜上、地域に多少ズレのある王朝もあることをおことわりしておく)。

場合と、旧所有者が改宗の際にそれを免除される場合があった。この他に、征服の際に所有者が放棄したり死亡したために残された土地があり、ハラージュが課せられた。しかし、サワードでは土地と農民の大部分が戦士（ムカーティラ）に所有されたため、エジプト征服の際には、サワードでの失敗をくりかえすまいとする支配者の政治的配慮から、アンワとスルフの区別が不明確となり、大部分を原住民の手にとどめて租税を徴収した。

〔アラブ帝国の行政制度と家産的性格〕 ウマル一世は、それまで征服後にムカーティラに対して土地と農民を分配していたのをやめさせ、土地を原住民に耕作させることにより、彼らの租税からムカーティラに俸給あるいは年金（アター）を支給する政策をとり、この仕事を円滑に進めるためにディーワーン＝アルハラージュを、またムカーティラの維持のためにディーワーン＝アルジェンドを創立した¹⁾。したがってアラブ帝国では、このディーワーンを中心としてごく簡単な行政制度が存在していたにすぎず、遠征軍の司令官（後に徵税官＝アーメルと軍司令官＝アミールに分離される）や秘密警察の長官から、礼拝・裁判・書記にいたるまでカリフと密接な関係にある腹心の部下を任命しており、家産的性格をもっていた。これは、最初のうちは、カリフの側からすれば体制維持、官吏の側からすればカリフのカリマス的恩寵にあづかるという相互利益があった。しかし、この両者の利害はその後一致しなくなることが多くなるが、そのことは以下に見ていく通りである。

〔土地制度〕 サワードでの土地保有形態は、農民保有地、サワーフィー（カリフの私領地）、カティアあるいはダイア（アラブ＝ムスリムの私有地）となっており、とりわけすでにムカーティラに分配されていた土地を強引にとりあげてサワーフィーとし、それをカリフの部下や一族に分配

することが行なわれたため、サワーフィーの重要性が増していく²⁾。また、エジプトでは、ウマイヤ朝中期以後、アラブ人の大規模な入植がはじまり、アラブ人による土地所有が進む³⁾。

〔アラブ帝国の矛盾〕 ディーワーン制度の創設は、ムカーティラの無限の戦利品分配を制限するものであったが、それ以上に、リッダの民としてのムカーティラに対する政府首脳の不信感がこのような制度をつくらせた。さらに、これとは別に、アラブ帝国で重要なことは、多くの非アラブ人がイスラムに改宗することにより、サワードでは、マワーリー（非アラブ＝ムスリム）たちがハラージュの代りにザカート（イスラム教徒のみが支払う救貧税）納付の特権を与えるよう要求し、また、アラブ人のイスラム教徒たちがハラージュ地を入手し、取得後ウシュル（地租）の支払義務しかないと主張したため、国家財政上大きな混乱をまねいたことである。そこでウマル二世は財政改革を行なったが、一方でマワーリーからの土地取上げと耕地売買の禁止を命じ、非イスラム教徒の農民がイスラムに改宗すれば人頭税と地租を免じ、ムスリムのディーワーンに登録してアターを支給するというすべてのムスリムを平等に扱う方針と、他方で以前にはなかったハラージュとジズヤの区別をつけ、ハラージュは土地を所有する者が支払い、ジズヤは非イスラム教徒のみが支払うというムスリムと非ムスリムとを区別する方針が相矛盾し、彼の新政策は、アラブ帝国のよって立つ原理そのものの否定に向うことになる⁴⁾。エジプトでもこのマワーリー問題が波及し、コプト人にとって、ムスリムになるには土地を捨てるという非現実的な結果をウマル二世の改革は意味し、結局、農民は人頭税と土地税双方から苦しめられることになり、ついにはコプト農民の抗租運動へと発展していくのである⁵⁾。

- 1) 嶋田「成立」57頁、同「イスラーム初期のディーワーン制度」（『中央大学文学部紀要』33）、エジプトについては森本公誠「エジプトにおけるアラブ受給者登録簿としてのディーワーン」（『オリエント』XIX-2）参照。なお、エジプトではアターの他にリズク（現物）が支給されていた。
- 2) 嶋田「成立」62頁以下、ラムトン『地主と農民』22頁。というのも、イクター制との関連で後述するように、これらの土地は莊園的性格の強いものであったからである。
- 3) 森本、『税制史』344頁以下。
- 4) 嶋田、前掲書、66頁以下。
- 5) 森本、前掲書、137頁以下、153頁、171頁以下。

II-2 イスラム国家の展開

〔イスラム帝国の成立〕 ウマイヤ朝崩壊の原動力には、上述したマワーリーの不満の他に、結果的には正統派（スンナ）に打倒されることになるが、シーア派の運動があげられる。第4代正統カリフ・アリー没後、シーア派の人々はウマイヤ家政権の下でひそかに運動を続け、その中心人物アブー＝ムスリムは、ついにウマイヤ朝を滅ぼしてその怨恨を晴らし、アブル＝アッバースをアッバース朝初代カリフに奉戴し、ここに500年余にわたるアッバース朝の基礎を築く。しかも、マワーリーの不満の原因であったアラブ＝ムスリムと非アラブ＝ムスリムの平等をも実現することになった¹⁾。

〔カリフ権威の伸展〕 このアッバース朝革命といわれている運動の結果、①カリフの神格化と聖俗の分離、②支配体制の集約化と権力の分散²⁾、という点にアッバース朝はその特徴をもつようになる。すなわち、カリフ位は、正統カリフ以来制度的権威に移行しつつあったのが、アッバース朝では再び強いカリスマ性を帯びて立ち現われることになる。「神の使徒の代理」としてのカリフ位は、預言者ムハンマドを媒介としてその霸權行使する所以なく、直接神と結びつくことにより一段と神權政治的色彩を濃くしている。それは、精神的には正統派の神学者や法学者により、物質的には強力な軍隊と官僚制の整備によって支えられたカリスマ的権威であった³⁾。したがって、この理念的・物質的という両側面でもってアッバース朝体制の本質を示すことができるが、官僚制の家産国家としてのアッバース朝では、カリフと官僚との関係的重要性が増し、官吏はカリフの個人的資質に大きく依存しており、今後、カリフと後継者をめぐる政権争い、すなわち政権交替の際の行政幹部の日常化への関心をめぐる両者の争いが絶えず見られることになる。とりわけこの点は、そ

の後、家産官僚制に基づくアッバース朝が、群小王朝に分裂していく過程で「封建的」な要素をもちはじめる際、再びその機能をはたすことである⁴⁾。

〔官僚制の進展〕 イスラム帝国では、カリフの直轄州の他に、それをとりまく広大な地域が帝国領として統治されており、各州には総督が派遣されて統治を行なっていた。中央に近い地域ではとりわけ厳格な統治がなされていたが、遠隔地にいくにしたがって単なる政治的支配権が行使されていたにすぎなくなる。だが、いずれにしても全帝国支配のために官僚制が発展していった。この官僚制は、領土の拡大に伴う職務配分および厳密な税務行政の必要性から生じてきたものであり、アラブ帝国でのディーワーン制度を基礎としている。しかも、初期には未分化であった職務上の専門分化も時代が下るにつれて職務内容が複雑になり、ますます専門化していく⁵⁾。最初、各官吏はカリフの側近から選任がなされていたため、カリフの恣意に左右されやすかった。カリフは、仕事の内容が複雑になると仕事量が増大するのに伴って補佐役を置くようになる。これが宰相職（ワジール）で、宰相はじめは単なる補佐役であったものが、後に、とりわけ財政上の専門職⁶⁾として大きな権力を手中にすることにより、また多くの官吏の任免権までをもつようになって、カリフにとっては危険な存在となっていくのである。イスラム初期には、カリフは官吏群に対して給与を自らの財庫から支払っていた。しかし、行政機構がある程度大きくなると、このようなことは不可能になっていく。カリフの直轄経済は、官吏の増大につれて多大の出費を要求されることになる。もっとも、アッバース朝も最初のうちはその豊富な貨幣保有⁷⁾のおかげで官吏や軍人への莫大な給料を安定した形で支払うことができた。だが、すでにこのことからして財務系官吏が重要な存在と

1) 森本公誠「イスラム国家の展開」(岩波講座『世界歴史』8) 79頁以下。

2) 同上、84頁以下。

3) 同上、89—90頁。

4) ただし、後述するように、アッバース朝の家産官僚制は、根本的には傭兵軍の導入と貨幣経済の崩壊によって封建的要素をもつのである。しかし、カリフがカリスマの日常化の過程であるという要素も考えておくことができる。

5) 森本、前掲書、99—100頁。

6) 同上、99、106頁。この宰相を中心とする一種の内閣組織(=責任制的宰相制度)が、予算制度の運営にあたっていた。

7) 金銀などについては、他の地域同様イスラムでも正確な資料は少ない。貨幣については G. Miles., 'Numismatics' (Cambridge History of Iran. Vol. 4) を参照。

なり、あとで述べる財政の混乱を乗りきるためにもこの官吏は大きな権力をもつようになる¹⁾。このような官僚制の進展に伴って官吏への権限の集中化を防ぐため、すなわちカリフの側からすれば自らの権力分散を防止するためにさまざまの方策をとった。例えば、官吏の在任期間を短くしたり、同一地区内での再任を避け他地区へ転任させたり、また地方官吏の権限分割を進めた。とりわけ「駅通庁」(バリード)の創設により地方の独立化傾向を防ぎ²⁾、この駅通庁と監査系諸官庁を統括する最高監査庁の長官とは、宰相ではなくカリフ自らが任命していた³⁾。このような政策がイスラム帝国では終始有効に働き、官吏の分権化を防止していた。

〔軍事体制化〕 アッバース朝初期には貨幣経済の進展に支えられて、カリフは官吏に対して土地からの税収入および各種租税からの収入の一部を与え、広大な帝国に覇權をふるっていた。しかし、とりわけアッバース朝創建に大きな貢献をなし、さらにアッバース朝の対外征服事業や体制維持の上での重要な担い手であったアラブ＝ムスリム軍人⁴⁾たちは、次第に従軍を避け代納金を納めることにより都市や農村に定住していく。しかも、後になるとカリフへの忠誠心を失っていき、ついには国庫へはわずかしか土地からの収益を送らないという事態もみられるようになる。そこでカリフは自らの権力維持政策上、アラブ＝ムスリム軍に代えて傭兵軍の導入にふみきらざるをえなくなった。この傭兵(あるいは奴隸軍)の導入は、軍事的にみると次第に反抗的になっていたアラブ＝ムスリム軍を武装解除して、カリフとの支配権をめぐる争いから排除するというカリフ側にとっ

ての利点をもっていたが、しかし、カリフ・ムタースィムによってマワーリーを主体とするアラブ軍に代えてトルコ傭兵が正式のアッバース朝軍として採用されたことは、この帝国の運命を大きく変えた要因である⁵⁾。さらに、このことによってそれまでカリマス的支配者としての神格化が進んでいたカリフが、その俗権を失うことになり、これ以後聖俗の分離は一層進んでいく⁶⁾。というのも、この傭兵軍は、当然のことながら高い給料を支払われている限りでカリフへ厚い忠誠心を示したが、その結果、カリフは莫大な出費を余儀なくされ、次に述べるように、いったんつまづきはじめた財政政策からトルコ軍閥跋扈の道を開き⁷⁾、結局はアッバース朝体制そのものをも崩してしまうからである。

〔納稅請負とプフリュンデ〕さて、土着化した軍人の反抗による税収の減少、絶えざる对外戦争による出費の増大といったことに加えて、エジプトではウマイヤ朝末期、ヒシャームの税制改正⁸⁾やアッバース朝初代カリフ・サッファーフの人頭税免除令⁹⁾にもかかわらず抗租運動が終息せず、しかも、その後アラブ人もコプト農民と同じ税率を課せられることになった。ここにいたって、定住アラブ人も加わってアッバース朝に反抗しはじめしたことにより、租税収入は不規則になるばかりで、安定した財政収入を得られなくなる。そのため傭兵軍や官吏維持のための財源に重大な支障をきたし、次第に彼らの反抗を招くようになったため、ついにイブン・ムタンビルの租税改革が行なわれる¹⁰⁾。こうして苛酷な課税と農民の反抗の結果、租税徵収に「請負」契約が発生し、これが拡大して納稅請負制へと発展していく¹¹⁾。この方法

1) 森本、前掲書、110—11頁。

2) 同上、100頁。

3) 同上、110頁。

4) ここでは仮にアラブ＝ムスリム軍としておくが、アッバース朝ではウマイヤ朝と異なり、軍人構成は複雑である。例えばマワーリー軍も含まれていたと思われる。森本、同上、91—2頁参照。

5) 周知のことであるが、ここではA. アリー『回教史』(塚本・武井訳、原書房1974 [1942年の再版]) 245頁をあげておく。しかし、そうだからといって、このあたりからアッバース朝が衰退していくわけではない。なお一世紀近く文化・経済両面にわたって大繁栄するのである。

6) 森本、前掲書、92頁。

7) 同、『税制史』188頁。

8) 同上、145頁以下。

9) 同上、207頁以下。

10) 同上、227頁以下。

11) 同上、276頁。

は、たとえば統治がかなり行き届いている地方であっても、自然条件などによる税収入の増減があり、そのため厳密な予算を立てられないという政府の不便さも手伝って、毎年一定額の納税を保証し、その代り政府から当該地区の徵稅權を与えられ、余剰分を自らのものにするというもので、急速に各地域で採用されるようになる。もっとも、最初、請負人には軍人ではなく富裕な商人や官吏出身者・農場主などが選ばれていたが¹⁾、この制度には、下層農民が經濟的に圧迫される危険が含まれており、また請負人が半独立化する傾向をももっており²⁾、とりわけこの後者が原因で、結局、国家財政は破綻してしまい、それに伴って官僚階級の没落が見られる。すなわち、なるほど官僚は農民からの租稅徵収と軍人への俸給支払いという重要な稅務行政を担当していたため、とりわけ稅務官吏の重要性が増大し、官僚階級は強い権限をもつにいたる³⁾。しかし、そのことゆえに官吏への権限の集中化を防ぐことはできなく、権限をめぐる地方官吏の派閥争いが激化し、そこへ納稅請負制の普及と軍人の権力増大ということが重なって、この官僚階級は没落していく、ここにディーワーン体制は終結することになる⁴⁾。

他方、傭兵の導入による出費の増大と財政政策の失敗から、軍人はその不満をつのらせてゆき、ついに官吏の手を経ないで、直接徵稅と俸給支払いを行なうことになり、ここに大総督による軍事政權が生まれる⁵⁾。軍事政權の下では、俸給を受ける権利のある軍人に直接その俸給額に見合う稅収入のある土地の徵稅權を与える、ここに「プフリュンデ」が登場する。このプフリュンデが、後に軍事イクター *iqtā'* として下賜されることになる⁶⁾。

なお、アッバース朝分裂の原因には、このような傭兵の導入とそれに伴う財政の破綻という点もあげられるが、他に直轄州に対する周辺諸州の反

発、すなわち中央に対する地方の従属という地域的利害の反発ということがみられる。また軍事政權出現以後になると、宗教と國家の分裂という形で地方の分権化が進んでいく。アッバース朝の宗教上の宗主権に反抗したハムダーン・イフシード・ガズニー朝の他に、とりわけファーティマ朝とブワイヒ朝は、シーア派再興をめざしてアッバース朝に反抗し、ここに國家が宗教を支配する時代に入っていく⁷⁾。

〔イクター制の展開〕 徵稅請負制は⁸⁾、抗租運動にみられる農民の反抗と中央の側からの改革の結果の一つであった。さらに、イスラム帝国の拡大や対内紛争に伴う傭兵の導入によって財政的圧迫がかさみ、財政政策の失敗から官僚の没落と軍人の抬頭がみられる。そこで軍指揮官は、自らの軍事力を維持している地方の直接統治を要求し、当初俸給の保証あるいは俸給の一部として土地からの稅収入が下賜されていたものが、後になると土地そのものが彼らに与えられるようになる。しかも徵稅請負人としては避けられていた軍人が請負人になることにより、それまで大きな問題とならなかったこの方法にも重大な変化が生じてきた。

アッバース朝治下にあったエジプトでは、9世紀になると經濟的疲弊が目立ち、トゥールーン朝に一時復興の兆が見られた⁹⁾。しかし、この王朝も短命でイフシード朝、ファーティマ朝へと引きつがれていく。ファーティマ朝¹⁰⁾は、シーア派の中でも過激なイスマーイール派に属し、北アフリカとエジプトを占領してアッバース朝に反抗した。初期にはイフシード朝で乱れていた納稅請負制を立てなおして厳密な行政秩序を確立していたため、軍人の横暴はなかったが、後期になると奴隸軍同志の争いや天候不順による不作、また中央集権は確立していたにもかかわらず、納稅請負人

1) 同上、116—7頁。

2) 同上、118—9頁。

3) 同上、110—1頁。

4) 同上、119頁。

5) 同、「展開」120頁。

6) イクター制への移行については、Shaban., Islamic History. Vol. 2, p. 71 ff. 参照。

7) 森本、前掲書、103—05頁。

8) 納稅請負と徵稅請負の違いについては、森本『稅制史』278頁参照。

9) Becker., Islamstudien. Bd. I, S. 155 f., 森本、同上、295頁。

10) Becker., ibid, S. 158f. 244, 森本、同上、296頁以下。

の半独立化傾向が見られたことなどから財政が混乱し、イクターワー下賜が見られるようになる¹⁾。

イラクをみると、ブワイヒ朝²⁾治下では、純粹に俸給の代りとしてイクターワー下賜が見られた。したがって軍人は土地に住まず、土地から自分の給料分だけ収入を得ると、以後その土地と関係をもたないことが多く、国家は軍人に対する土地下賜によって財政負担の軽減にはなったが、イクターワー下賜を受ける者(ムクター)のこのような態度は、短期間に最大限の収奪という事態をまねき土地は荒廃していく。そこでこのことが以後のイクターワー制に決定的意味をもつのである。というのも、この事態を改善するためセルジューク朝³⁾になると、中央政府の監督を強化し、それまで不在地主であったムクターを下賜地にとどまらせ、かつムクターの地位が合法化されたからである⁴⁾。ただ一部地域では行政権をもイクターと呼んでいたことから、これと軍事イクターとが混乱しはじめる。しかし、このような事情が逆にムクターの地位を強め、一人の人間に地方統治権・軍指揮権・徵税権・ムクター権などが集中することになり、それによって中央とは独立した大規模な地所が出現した⁵⁾。

このようなプロセスを経て、①毎年一定額の租税納入を保証することで、一つの村落あるいは地区の租税徵収権を納税請負人に与える、②カタイーあるいはサワーフィーの扱いは特殊のものであって、カリフの一族あるいは側近に徵税権とともに行政権をも与え、そこから莊園領主権が生まれた、③軍人に対して、俸給の代りに土地からの租税収入あるいは土地そのものを与える、という三つの事実がイクターという概念となつた⁶⁾。このイクターは、セルジューク朝以後、イール・ハーン国⁷⁾でもみられ、またアイユーブ朝⁸⁾ではセルジューク朝のイクターワー制をそのまま導入したことから、エジプトにも軍事イクターがもちこまれることになったが、ただ中央統制が厳しかったので混乱は少なかった。しかしマムルーク奴隸を利用したことからつづき、彼らによってイクターは完全に軍事化される。したがってマムルーク朝⁹⁾では、国家体制の基礎に軍事イクターが置かれていた。

II-3 イスラム国家の完成¹⁰⁾

[オスマン帝国の抬頭] アッバース朝の分国解体から群小王朝の勃興、十字軍およびモンゴル

- 1) 森本、同上、300頁。
- 2) ラムトン、前掲書、55頁、森本「展開」120頁以下。Becker., op. cit, S. 242, Cl. Cahen., 'BUWAYHIDS' (EI. Vol. 1, pp. 1350ff.)
- 3) ラムトン、同上、55頁以下、森本、同上、122頁、Becker., ibid, S. 243.
- 4) 大宰相ニザーム・ルムルクの手によるこの合法化については、ラムトン、同上、61頁以下を参照。なおサーサーン朝から存在するデフカーン DIHKĀN の存在についてふれておく。デフカーンはアラブ侵入後も村落行政と徵税を認められていたが、イクターワー制の拡大につれてその存在意義がうすれる。しかも、デフカーンを農民の意味に用いるケースも生じた。しかし、セルジューク朝では再び村の長あるいは土地所有者として使われていたとのことであるが、Ann. K. S. Lambton., 'DIHKĀN' (EI. Vol. 2, pp. 253-4) および『地主と農民』29頁〔注(27)〕、33頁〔注(48)〕、序章3頁〔注(5)〕、14頁以下、60頁など参照。
- 5) セルジューク朝のイクターワー制が西欧の封建制とどの程度類似しているかについては論者により異論がある。ウェーバーは、両者の成立プロセスについてははっきり区別するが、しかし両者に(純粹型としてみた場合)高い類似性を認めている (WuG, S. 151-2)。歴史学者では、O. Hinze., 'Wesen und Verbreitung des Feudalismus', (Staat und Verfassung, Hrsg. von G. Oestreich. 3 Aufl. Vandenhoeck & Ruprecht. 1970. 阿部謹也訳『封建制の本質と拡大』未来社、1971) また、佐藤次高「イスラム封建制度論」(岩波講座『世界歴史』8), Lambton., 'Reflection on the IQTĀ'' (G. Makdisi, ed., Arabic and Islamic Studies in Honor of Hamilton. A. R. Gibb. 1965) を参照。
- 6) Weber., WuG, S. 629.
- 7) ラムトン『地主と農民』80頁以下、本田実信「イスラムとモンゴル」(岩波講座『世界歴史』8)、同「イルカン国における IQTĀ' について」(『北海道大学文学部紀要』Vol. 7)。
- 8) Becker., op. cit, S. 160, 245. ここで注意しなければならないのは、イクターのもつニュアンスの地域差である。なるほどイクターは制度として各地で採用されるが、しかし実質的内容は多様であり、地域的特性をもつようになる。
- 9) Becker., ibid, S. 161f., 245, 大原与一郎『エジプトマムルーク王朝』近藤出版、1976、佐藤、前掲書。
- 10) 羽田明「イスラム国家の完成」(岩波講座『世界歴史』8)、三橋富治男『オスマン=トルコ史論』吉川弘文館、1966, H. A. R. Gibb and H. Bowen., Islamic Society and the West. A Study of the Impact of Western Civilization on Moslem Culture in the Near East. Vol. 1. part I & II. Oxford Univ. Press, 1969 (reprint of 1950. 57).

の侵攻といったことで、非常にめまぐるしく変化するイスラム諸王朝も、16世紀以降再び統一の機運がもり上り、北アフリカと西アジアではオスマン帝国が、インドではムガール帝国がそれぞれイスラム世界を二分し、ここに、イスラム世界は再度中央集権的な国家へと統合されるのである¹⁾。

オスマン帝国にとっての決定的勝利は、コンスタンティノープル攻略である²⁾。このことは、一方でモンゴル族征圧を、他方でビザンツの滅亡を意味し、ここに東西にわたるオスマン帝国の霸権はゆるぎないものとなった。しかも、トルコ、イスラム、ビザンツの伝統を統合し、オスマン帝国の特異な性格=軍事体制を確立する³⁾。

〔軍事体制〕 オスマン帝国の軍事体制を特徴づけるデイルリック制は、早くも初期の征服時代に採用されていた。軍隊は歩兵と騎兵が主であったが、デイルリック制の確立に伴ってスイパーイ（騎士）にとって代られた。スイパーイは武勲に応じて軍事保有地を下賜されたが、このデイルリ

- 1) H. A. R. Gibb., *Mohammedanism*. 2nd. ed., Oxford Univ. Press, 1975, p. 12 (加賀谷寛訳『イスラム文明』20頁)。なお、この二大帝国の他に、シーア派を国教に定めて両帝国と敵対するイランのサファヴィー朝がある。R. M. Savory., 'Safavid Persia', in ; Cambridge History of Islam. Vol. 1, Gibb., ibid, p. 12-13 (邦訳21頁)。モンゴルに起源をもつサファヴィー朝でのソュールガールについては資料の関係上ふれないと、ラムトン『地主と農民』118頁以下参照。
- 2) 例えば、S. ランシマン『コンスタンチノープル陥落す』護雅夫訳、みすず書房、1969 参照。
- 3) 羽田、前掲書、147頁。
- 4) 羽田、同上、152頁以下、Gibb and Bowen., op. cit, pp. 48 ff. p. 237 f.。
- 5) 各保有地の大きさについては Gibb and Bowen., ibid, p. 48 f.
- 6) 保有地の大きさと従士の数については、岩永 博「盛期オスマン・トルコ帝国における農地税 (resmi çift) の性格」(日本オリエンタル学会月報、3-10、4頁) および Gibb and Bowen., ibid, p. 50 参照。
- 7) 世襲条件については、Gibb and Bowen., ibid, p. 51, p. 238 参照。
- 8) 相続の際の限定については、K. Brockelmann., *History of the Islamic Peoples*. tr. by, J. Carmichael and M. Perlmann. Capricorn Books, 1960, p. 296f.
- 9) この制度を西欧の封建制と類似のものとみるか、異なったものとみるかは論者によって一致しない。しかし、概して両者を区別して捉えようとするのが最近の傾向である。例えば Encyclopaedia of Social Sciences の1932年版 (Vol. V, p. 210-13) では、A. H. Lybyer の手になるサラセンとオスマン帝国の項が設けられていたが、1968年版では削除されている。ここで問題は領主権の存在であるが、なるほど I で示した Weber のあげたプフリュンデ封建制には、イクター制もこのディルリック制も含まれている。その限りで混乱しているかに見えるが、しかし Weber はプフリュンデ封建制の一般的特徴として領主権の存在を認めたのでなく、貨幣経済的財政運営から実物経済的財政運営への退化の結果として領主権をもつ莊園が生じることもあるとしているにすぎない。そこで、プフリュンデ封建制とディルリック制についてみると、①成立プロセスが財政的変質にもとづくものでない、②保有地下賜者には莊園領主権がなかった、という相違があるが、①なるほど成立プロセスは違うが、しかしプフリュンデにもとづく、②業績による昇進がある、という類似点をもっているところから、ディルリック制をプフリュンデ封建制の一変種と考えることができる。Weber 自身、ディルリック制を、レーエンあるいはプフリュンデのいずれであるかとすることにはきわめて慎重で、セルジューク朝やマムルーク朝のイクター制ほど純粹型に近くはないが、レーエンでもない。むしろ中間形態として捉えている(但しプフリュンデにより近い)ように思われる。そのことは、ディルリック制を *Lehenspfründen* と表現していることからも伺える (WuG, S. 630)。したがって、オスマン帝国が、イスラムとビザンツ双方を結合させ、中央集権的統治に合致するよう両者の形式面をまねているところから、レーエン封建制とプフリュンデ封建制、それにトルコ族の精神的雰囲気の違い (Becker., op. cit, S. 247) に留意せねばならず、Lehenspfründe あるいはその他の名称を与えるのが適当かもしれない。なお、Gibb & Bowen., op. cit, p. 52f. 参照。

ック制の特徴は⁴⁾、

- 1) 官職に応じて、土地からの租税(貨幣換算)額にもとづいて保有地を与えられた。それには、ティマル、ゼアメット、ハス⁵⁾の三種があった。しかも、保有地の大小に応じて完全武装兵士を養う義務を負い⁶⁾参戦した。
- 2) この下賜地保有は終身であり、したがって世襲されなかった⁷⁾。相続は厳しい制限がつけられ⁸⁾、たとえ相続されたとしても、戦勲による追加部分は削除され、基本部分だけが与えられた。
- 3) スイパーイに与えられたのは租税徵收権だけで、領主権ではなかった。また、経済外強制もない。

という点にあり、従前のイスラム諸国のイクター制および西欧の封建制との相違が認められる⁹⁾。

- 〔支配機構〕 支配構造は、スルターン=カリフ制を頂点として、その下にウレマー(神学者・法学者)とカーディー(法官), ウェズイラザム(大宰相), ベイレルペイとサンジャク=ペイがお

り、これらを支える制度としてミレット制、デウシルメ（強制徵用）、イエニ=チェリ軍があった。

スルターン=カリフ制は、両者が一体となることによってオスマン帝国をイスラム国家として特徴づけている¹⁾。これを支えていたのがウレマー やカーディーで、イスラム法学によるとムハンマド以外に立法権をもたないため、シャリーア（イスラム法）遵守のための解釈者として非常に重要な地位を占めていた。しかも、彼らはスルターンの精神的支えとして不可欠の存在であったため、カーディーやメドレセ（モスク付設の高等学林）の人事権を掌握し、ここに司法行政制度の要である法官ヒエラルヒーができ上ったのである²⁾。また、ウェズイラザムはスルターンの実質的な行政担当官であり、それに伴うさまざまな権限が与えられていた³⁾。

地方行政は、ベイレルペイとサンジャク=ペイが責任をもち、しかも、両者はオスマン帝国の軍事力として重要な役割を担っていた。ミレット制は、啓典の民であるキリスト教徒、ユダヤ教徒を隔離する目的で作られたものであるが、その起源はサーサーン朝に遡ることができる。オスマン帝国では、ユダヤ人、アルメニア人、ギリシャ正教のミレットがあり、かなり大幅な内部自治権を与えられていた⁴⁾。デウシルメとイエニ=チェリ軍とは相関関係にあり、デウシルメは、キリスト教徒の子弟を貢税という形で徵収し、トルコ農家に一時身柄を売却されて年限労務を提供し、イスラムに改宗させられて訓練された。こうして一部が宮廷奉仕者に育成され、残りはイエニ=チェリ軍團に収容された。ここに、デウシルメによって常時補給されつつ、スルターン直属の強力な正規常

備軍・イエニ=チェリ軍團が、オスマン帝国の輝かしい歴史をかざすことになるのである⁵⁾。

以上の支配機構と並んで合議制協議機関であるディワーヌ=ヒュマユーンの存在があげられる⁶⁾。これは、一方でウェズイラザムを中心として国政の重要決議を決定することを任務としており、そのことによって他方でスルターンの独裁を抑制する機能をも果たしていたため、この帝国を非常に安定したものにしていった重要な機関であった。

このように、オスマン帝国は、それまでのイスラム諸王朝の行政・司法・軍事などの諸制度とビザンツの制度をとり入れて統合し、イスラム史上、アッバース朝と並ぶ比類のない強大な帝国を完成するのである。

〔ムガール帝国〕 最後に、オスマン帝国との関連でムガール帝国のジャーギール（官職知行）制について簡単にふれておく⁷⁾。

ムガール帝国、それもアクバルの治世には一方でマンサブダリーという祿位制を基盤とする軍事官僚支配体制がとられ、他方で官職知行とザミンダールと呼ばれる土着領主が存在していた、という点にこの帝国の特徴を認めることができる。皇帝任命の官吏は、位階を与えられ、国庫から現金あるいは帝国直轄領から一定収入を与えられる官職知行のいずれかで給与を支払われていた⁸⁾。知行は官職に伴うものであるので、一定金額に見合う収入のある土地を与えられたが、支配者側の権力維持政策から、勤務地の交替が短期間でなされるのが常であったため、知行地と勤務地は離れていた。しかも、統制を厳しくし、皇帝直属の「諜報員」が各地に派遣され常に監視してい

1) 羽田、前掲書、167頁、スルターン=カリフ制については、羽田、同、147、165—7頁、三橋富治男、前掲書、95頁以下、斎藤淑子「スルターン=カリフ制の一解釈」(オリエント、Vol. XIII. No. 2) Gibb and Bowen., op. cit, pp. 26 ff.

2) 羽田、同上、160頁以下、三橋、同上、107頁以下、Gibb and Bowen., ibid, pp. 81ff., pp. 121ff.

3) 三橋、同上、127頁以下、羽田、同上、156頁以下。

4) 羽田、同上、163頁以下、三橋、同上、138頁以下。

5) 羽田、同上、154頁以下、三橋、同上、146頁以下、同「オスマン・トルコのデウシルメについて」(史学雑誌、72—7), V. L. Ménage., 'DEVSHIRME', In; EI. Vol. 2, pp. 210—3。

6) 三橋『史論』124—6頁、EI. Vol. 2, pp. 323 ff. のディワーヌ=ヒュマユーンの項参照。

7) 以下は、深沢宏『インド社会経済史研究』東洋経済新報社、1972 (特に第1部・第2論文)、石田昭『ムガール帝国』吉川弘文館、1965 による。

8) 帝国直轄領の一部では、ソユールガール制がみられる。深沢、同上、97頁、恵谷俊之「モガール朝期のソユールガール制についての観書」(西南アジア研究、No. 9)。

た。だが、知行受領者は「不入の特権」をもって
いたため¹⁾、次第に土地を専有化はじめる。また、この点の他に、官職知行の混乱の原因としては、17世紀以降知行を受領する官僚の数が増加したため、同一地区を複数の官僚に下賜して俸禄額を削減したことにあるが、ここではこれ以上言及

しない²⁾。

(付記) これは、1976年度提出の社会学研究科修士論文を要約したものである。終始あたたかくも厳しい指導をして下さった青山秀夫教授に感謝いたします。

1) 深沢、同上、106頁、しかし逆の意見もある、松井透「ムガル支配期の農村社会と支配体制」(岩波講座『世界歴史』13) 294頁参照。

2) 深沢、同上、108頁以下、なお、このジャーギール制とイクター制あるいはディルリック制とがどの程度類似していたかについて、またザミーンダール(むしろ、このザミーンダールこそ広汎な莊園領主権をもっていたのであるが—深沢、同上、98頁)とジャーギール制との関係については資料の制約上不明の点が多いため、断定的にはいえない。